

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年 9 月13日
【届出者の氏名又は名称】	FK株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階
【電話番号】	03-6268-6000
【事務連絡者氏名】	代表取締役 マイケル・ロンゴ
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	FK株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、FK株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、富士ソフト株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注 8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 9) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注11) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者、公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e 5 (b)の要件に従い、対象者の普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。
- (注13) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年9月5日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である公開買付開始公告につきまして、公開買付者が、2024年9月12日付で外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。)第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行ったことに伴い、2024年9月5日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部及び添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これらを訂正するため法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

外国為替及び外国貿易法

ベトナム競争法

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

また、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応(以下「本外為法対応手続」といいます。)については、2024年 8 月 2 日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、2024年 8 月 2 日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2024年 8 月20日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2024年 8 月21日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんが、本書提出日以降、準備が整い次第速やかに届出を行う予定であり、再度の届出が受理された後、法定の待機期間中に本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります(詳細については、下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」をご参照ください。)。そのため、本書提出日現在、本前提条件のうち、本外為法対応手続に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本外為法対応手続を完了する用途はついたと判断しております。

さらに、ベトナムにおける競争法に基づき必要な手続及び対応(以下「本ベトナム当局対応手続」といいます。)については2024年 8 月13日(現地時間)付でベトナム国家競争委員会に対して本株式取得に関する事前届出を提出し、2024年 9 月12日(現地時間)頃までに受理される見込みであるため、ベトナム国家競争委員会によって行われる初期的審査に必要となる30日(正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。以下同じです。)が経過する2024年10月12日までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みですが、上記受理見込み日までの期間及び当該初期的審査の期間は短縮される可能性があります(詳細については、下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」をご参照ください。)。そのため、本書提出日現在、本前提条件のうち、本ベトナム当局対応に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本ベトナム当局対応手続を完了する用途はついたと判断しております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

また、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応(以下「本外為法対応手続」といいます。)については、2024年 8 月 2 日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、2024年 8 月 2 日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2024年 8 月20日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げよう連絡があったため、公開買付者は、2024年 8 月21日付で上記届出を取り下げました。本書提出日現在、再度の届出は行っておりませんが、本書提出日以降、準備が整い次第速やかに届出を行う予定であり、(その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2024年 9 月12日付で外国為替及び外国貿易法第27条第 1 項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。)、再度の届出が受理された後、法定の待機期間中に本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。)に係る承認を取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります(詳細については、下記「6 株券等の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」をご参照ください。)。そのため、本書提出日現在、本前提条件のうち、本外為法対応手続に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本外為法対応手続を完了する用途はついたと判断しております。

さらに、ベトナムにおける競争法に基づき必要な手続及び対応(以下「本ベトナム当局対応手続」といいます。)
については2024年8月13日(現地時間)付でベトナム国家競争委員会に対して本株式取得に関する事前届出を提出
し、2024年9月12日(現地時間)頃までに受理される見込みであるため、ベトナム国家競争委員会によって行われる
初期的審査に必要となる30日(正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。以下同じです。)が経
過する2024年10月12日までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みですが、上記受理見込み日までの期間
及び当該初期的審査の期間は短縮される可能性があります(その後、2024年9月5日(現地時間)付で、ベトナム国家
競争委員会から当該届出が受理されたことを確認する文書が発出され、公開買付者は、同日当該通知を受領してお
り、初期的審査に必要となる30日が経過する2024年10月5日(現地時間)までに、本株式取得に関する承認を取得で
きる見込みですが、当該初期的審査の期間は短縮される可能性があります。)(詳細については、下記「6 株券等
の取得に関する許可等」の「(2) 根拠法令」をご参照ください。)。そのため、本書提出日現在、本前提条件の
うち、本ベトナム当局対応に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公
開買付者は、本ベトナム当局対応手続を完了する目的はついたと判断しております。

< 後略 >

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

外国為替及び外国貿易法

(訂正前)

公開買付者は、2024年8月2日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、2024年8月2日付で受理されております。当該届出の受理後、2024年8月20日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2024年8月21日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の各待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等又は特定取得に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、2024年8月2日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、2024年8月2日付で受理されております。当該届出の受理後、2024年8月20日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2024年8月21日付で上記届出を取り下げ、公開買付期間中に、経済産業省の指示を受け次第速やかに、再度の届出を行うことを予定しておりました。その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2024年9月12日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。当該再度の届出の受理後、公開買付者が対象者株式を取得できるようになるまで、30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は短縮されることがあります。また、当該届出に係る対内直接投資等が、国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認められた場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該対内直接投資等に係る内容の変更や中止を勧告することができ、このための審査期間として、待機期間が5ヶ月まで延長されることがあります。

公開買付者は、上記の各待機期間について期間の延長がされた場合又は当該対内直接投資等又は特定取得に係る内容の変更や中止を勧告された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

ベトナム競争法

(訂正前)

公開買付者は、ベトナムの競争法に基づき、ベトナム国家競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。ベトナム国家競争委員会によって当該届出が受理された日から一定の審査期間(初期的審査は30日ですが、正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。)が定められており、ベトナム国家競争委員会が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。また、ベトナム国家競争委員会が初期的審査の期間内に、届出に対する応答をしない場合には、その初期的審査の期間経過の後に本株式取得を実行することができます。

本株式取得についての事前届出は、2024年8月13日(現地時間)付でベトナム国家競争委員会に提出し、2024年9月12日(現地時間)頃までに受理される見込みであるため、ベトナム国家競争委員会によって行われる初期的審査に必要となる30日が経過する2024年10月12日頃までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みです。

公開買付者は、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までにベトナム国家競争委員会からの承認を取得できないことが判明した場合、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、ベトナムの競争法に基づき、ベトナム国家競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。ベトナム国家競争委員会によって当該届出が受理された日から一定の審査期間(初期的審査は30日ですが、正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。)が定められており、ベトナム国家競争委員会が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。また、ベトナム国家競争委員会が初期的審査の期間内に、届出に対する応答をしない場合には、その初期的審査の期間経過の後に本株式取得を実行することができます。

本株式取得についての事前届出は、2024年8月13日(現地時間)付でベトナム国家競争委員会に提出し、2024年9月5日(現地時間)付で、ベトナム国家競争委員会から当該届出が受理されたことを確認する文書が発出され、公開買付者は、同日当該通知を受領しております。従って、ベトナム国家競争委員会によって行われる初期的審査に必要となる30日が経過する2024年10月5日(現地時間)までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みです。

公開買付者は、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までにベトナム国家競争委員会からの承認を取得できないことが判明した場合、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

公開買付届出書の添付書類

(1) 2024年9月5日付の公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

< 前略 >

また、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応(以下「本外為法対応手続」といいます。))については、2024年8月2日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、2024年8月2日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2024年8月20日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2024年8月21日付で上記届出を取り下げました。本公告日現在、再度の届出は行っておりませんが、本公告日以降、準備が整い次第速やかに届出を行う予定であり、再度の届出が受理された後、法定の待機期間中に本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。))に係る承認を取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。そのため、本公告日現在、本前提条件のうち、本外為法対応手続に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本外為法対応手続を完了する用途はついたと判断しております。

さらに、ベトナムにおける競争法に基づき必要な手続及び対応(以下「本ベトナム当局対応手続」といいます。))については2024年8月13日(現地時間)付でベトナム国家競争委員会に対して本株式取得に関する事前届出を提出し、2024年9月12日(現地時間)頃までに受理される見込みであるため、ベトナム国家競争委員会によって行われる初期的審査に必要となる30日(正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。以下同じです。))が経過する2024年10月12日までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みですが、上記受理見込み日までの期間及び当該初期的審査の期間は短縮される可能性があります。そのため、本公告日現在、本前提条件のうち、本ベトナム当局対応に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本ベトナム当局対応手続を完了する用途はついたと判断しております。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

また、日本における外国為替及び外国貿易法の手続及び対応(以下「本外為法対応手続」といいます。))については、2024年8月2日付で、外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、2024年8月2日付で受理されておりましたが、当該届出の受理後、2024年8月20日に、対象者の事業を所管する経済産業省から法定の待機期間中の審査の完了が困難であり、審査の継続のために一度届出を取り下げるよう連絡があったため、公開買付者は、2024年8月21日付で上記届出を取り下げました。本公告日現在、再度の届出は行っておりませんが、本公告日以降、準備が整い次第速やかに届出を行う予定であり(その後、経済産業省からの指示を受け、公開買付者は、2024年9月12日付で外国為替及び外国貿易法第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への再度の届出を行い、同日付で受理されております。)、再度の届出が受理された後、法定の待機期間中に本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。))に係る承認を取得できる見込みですが、当該待機期間は短縮される可能性があります。そのため、本公告日現在、本前提条件のうち、本外為法対応手続に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないものの、公開買付者は、本外為法対応手続を完了する用途はついたと判断しております。

さらに、ベトナムにおける競争法に基づき必要な手続及び対応(以下「本ベトナム当局対応手続」といいます。)
については2024年 8 月13日(現地時間)付でベトナム国家競争委員会に対して本株式取得に関する事前届出を提出
し、2024年 9 月12日(現地時間)頃までに受理される見込みであるため、ベトナム国家競争委員会によって行われる
初期的審査に必要となる30日(正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。以下同じです。)が経
過する2024年10月12日までに、本株式取得に関する承認を取得できる見込みですが、上記受理見込み日までの期間
及び当該初期的審査の期間は短縮される可能性があります(その後、2024年 9 月 5 日(現地時間)付で、ベトナム国家
競争委員会から当該届出が受理されたことを確認する文書が発出され、公開買付者は、同日当該通知を受領してお
り、初期的審査に必要となる30日が経過する2024年10月 5 日(現地時間)までに、本株式取得に関する承認を取得で
きる見込みですが、当該初期的審査の期間は短縮される可能性があります。)。そのため、本公告日現在、本前提条
件のうち、本ベトナム当局対応に係るクリアランスの取得の完了という前提条件については充足していないもの
の、公開買付者は、本ベトナム当局対応手続を完了する目途はついたと判断しております。

< 後略 >